

豊橋市監査公表第25号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和5年3月30日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎

定例監査の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

上下水道局

〔営業課、水道管路課、下水道整備課〕

工事監査技術調査に関連する事務事業

上下水道局

〔水道管路課、下水道施設課〕

D X（デジタルトランスフォーメーション）に関連する事務事業

上下水道局の全課

第2 監査の期間

令和5年1月4日～令和5年2月24日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、上下水道局の対象となった各課が所管する収入・支出事務、

契約事務、財産管理等財務事務及び経営に係る事務事業及び全課に共通するDXに関連する事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているか、また、経済性が発揮されているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。なお、工事については、工事監査技術調査も併せて実施した。

第4 監査の結果

上下水道局の所管する事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

指摘事項

1 入札事務について

入札事務において、設計積算の不備により入札を取り止めた事例が散見されたので、職員の積算能力の向上及び確認体制の強化など再発防止に取り組み、適正な事務処理をされたい。

2 契約事務について

上下水道地理情報システム用機器等賃貸借において、単年度の再リース契約とは別に、翌年度の債務を負担する内容の覚書を賃貸人と締結していたため、関係法令にのっとり適正な事務処理をされたい。